

# 甲府地区広域行政事務組合消防本部Net119緊急通報システム利用規約

(はじめに)

甲府地区広域行政事務組合消防本部（以下「当本部」という。）が提供するNet119緊急通報システム（以下「Net119」という。）の利用を希望される方は、当規約を必ずお読みいただき、すべての内容に同意された場合に限りご利用ください。

## 1 サービス概要

Net119は、聴覚・言語機能障がい等により音声による119番通報が困難な方が、お持ちのスマートフォンや携帯電話等からインターネット（Web）機能を使用して119番通報することができるシステムです。

## 2 利用条件

(1) 利用対象者は、聴覚・言語機能に障がいがあるなどの理由により音声による119番通報は困難であるが、文字情報等による意思疎通が可能な方で、当本部管轄の甲府市、甲斐市（旧双葉町を除く）、中央市及び昭和町に在住、在勤又は在学している方です。音声による通報が可能な方は音声による119番通報をご利用ください。

(2) Net119の利用には、事前に利用者登録が必要です。

(3) 第三者が正規の利用者になりすまし、いたずらや虚偽の通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、Net119では厳格なセキュリティ対策を行っています。これにともない、安全な通信ができないバージョンの古いスマートフォン、タブレット及びフィーチャーフォンでは、Net119が利用できない場合があります。

### 【スマートフォン・タブレットの場合】

OSのバージョンが、Android(5.0以降)、iOS(9.0以降)であること。

(4) 利用に当たっては、GPS機能を搭載しインターネットに接続が可能なスマートフォン、タブレット及びフィーチャーフォンが必要となります。

(5) 消防が通報を受信した場合、救急隊や消防隊が向かう場所を特定するために、通報時はGPS機能をONに設定してください。

【重要】通報が必要な緊急時には、GPS機能の設定を変更することが困難な場合があるため、常にONにしておくことをおすすめします。

(6) 迷惑メールフィルタリング等をご利用の場合には、「net119.speccan.jp」ドメインからのメールを拒否しないよう設定してください。

設定の変更方法等については、契約電話会社へお問い合わせください。

(7) 認証エラーなどが発生し、利用できない場合は、「問い合わせ先」までご連絡ください。

(8) 緊急通報以外には使用できません。

### 3 利用者登録

利用者登録には、利用者が自身のスマートフォン等からインターネット経由で登録をする方法と、当本部指定の様式（第1号様式、第2号様式）に必要事項を記入して提出し、当本部職員が代理で登録をする方法があります。

- (1) 複数のスマートフォン、タブレット及びフィーチャーフォンをご利用の場合は、1台ごとに登録が必要になります。
- (2) 利用登録に当たっては、通報を受けた消防本部が迅速に対応するための情報として次の登録が必要になります。

ア 氏名（フリガナ）

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所

オ メールアドレス

カ 電話番号

- (3) 通報時に体調不良等の理由により、詳細な通報場所を消防本部に伝えることができなかった場合に救急隊や消防隊が場所を特定するために使用する情報として、次の情報を任意登録することができます。いざという時に、消防本部が通報者との連絡を確保する上で重要な情報となりますので、登録することをおすすめします。

ア FAX番号

イ よく行く場所

ウ 緊急連絡先氏名（フリガナ）

エ 緊急連絡先続柄

オ 緊急連絡先電話番号、FAX番号またはメールアドレス

- (4) 通報時に何らかの理由で消防本部から利用者に連絡が取れなくなってしまった際には、緊急連絡先に登録された方に、問い合わせを行う場合があります。ご家族など、問い合わせにご対応いただける方の登録をおすすめします。

【重要】緊急連絡先を登録しようとする場合は、事前に緊急連絡先として登録される方から同意を得てください。

- (5) 以下の事由が発生した場合には、速やかに登録情報の変更、または利用中止の手続きを行ってください。手続き方法については、「問い合わせ先」までご連絡ください。

ア 転居やメールアドレスの変更等、既登録情報に変更があった場合

イ 端末の機種変更を行った場合

ウ 利用を中止したい場合

### 4 個人情報の取り扱い

- (1) 登録された個人情報につきましては、Net119を利用した緊急通報に係る業務の範囲内で使用し、目的外での使用はしません。

- (2) 当本部管轄外から通報した場合、その場所を管轄する消防本部がNet119を導入している場合は、通報場所管轄消防本部に通報されますが、Net119を導入していない消防本部（以下「未導入本部」という。）管内で通報した場合は、当本部に通報が入り、当本部から未導入本部に連絡するため時間が掛かることがあります。その際、登録いただいた利用者情報も含めて未導入本部へ提供します。
- (3) 登録された個人情報、Net119に関連する事務を担う機関（市役所、町役場等）のほか、緊急時に通信指令員が必要と判断した場合には、必要と認められる範囲で関係機関（搬送先医療機関、警察等）へ登録情報を含む通報情報を提供することがあります。
- (4) 個人情報の開示・訂正・削除等のお問い合わせは、当本部までご連絡ください。  
なお、利用停止手続の際に、登録者自身の個人情報の削除を別途請求した場合であっても、請求から削除までに一定期間を要します。
- (5) 利用停止等に伴う登録抹消の後においても、通報記録に残される登録者情報及び通報内容並びに通信履歴は、Net119の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的に、相当の期間が経過するまで保管します。
- (6) Net119の事業者に変更があった場合には、変更後の事業者により事前登録情報の引継ぎを行い、従前の事業者から個人情報を消去します。

## 5 通報時における注意点

- (1) 通報を行う際には、初めに「火事」、「救急」の別を選択し、続けて現在位置を「自宅」、「外出先」または「よく行く場所」から選択してください。
- (2) 現在位置として「自宅」または「よく行く場所」を選択した場合は、事前に登録した住所が消防本部に送られます。「外出先」を選択した場合は、GPS測位による現在位置情報が消防本部に送られます。  
GPS測位結果が誤っている場合には、送信前に地図を操作して正しい現在位置に修正してください。
- (3) 現在位置の入力が完了すると、通報が消防本部に接続され、消防本部との間でチャットが開始されますので、詳しい状況を入力してください。
- (4) チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字は使用しないでください。
- (5) チャットが途中で切断されてしまった場合には、登録されたメールアドレス宛に呼び返しを行います。ブラウザを閉じずに待つか、メールを受信できる状態にしてください。
- (6) 通報地点が不明な場合（取得した位置情報が大きくずれている場合等）は、別の手段での通報（第三者による通報等）を案内する場合があります。

## 6 利用料金

Net119は無料をご利用いただけますが、インターネットの接続に必要な通信料は利用者の負担となります。

## 7 システムが利用できない場合

- (1) インターネットを利用しているため、通信事業者及びプロバイダ事業者による工事及びメンテナンス等、並びに通信電波の混雑状況及び携帯電話のネットワーク域の状況によっては使用できない場合があります。
- (2) システムの工事やメンテナンスを行う場合には、通報ができないことを事前に登録メールアドレスへ通知しますので、常にメールを受信できるようにしておいてください。
- (3) 何らかの理由によりNet 119による通報ができない場合には、Net 119以外の手段（第三者による通報等）によって119番通報を行ってください。

## 8 利用者の責任

利用者は、自己責任でNet 119を利用するものとします。システムの利用に必要な機器の準備と通信料の負担は利用者の責任で行うものとします。

当本部は、Net 119を慎重に管理しますが、利用者がNet 119の利用に際して行った一切の行為とその結果に、何ら責任を負わないものとします。

なお、利用者にとこの行為で被った損害があるときも、その損害の原因が当本部にある場合を除き同様とします。

## 9 免責事項

- (1) Net 119に係る情報が利用者または第三者の権利を侵害し、若しくはこの権利侵害に起因して紛争が生じた場合であっても、その損害と紛争に当本部は何らの責任を負わないものとします。
- (2) 利用者の端末機の環境または通信環境などその他の理由でNet 119が正常に利用できない場合がありますが、このことで利用者にと生じた損害に当本部は何らの責任も負わないものとします。
- (3) Net 119を利用者の端末機に登録するに当たって、利用者の端末機がコンピューターウイルスなどに感染し、利用者にと損害が生じた場合であっても、当本部は何らの責任を負わないものとします。
- (4) 天災・事変などの非常事態のためNet 119が正常に利用できない場合、当本部は何らの責任も負わないものとします。

## 10 規約改定

当本部は、本規約を随時改定することができるものとします。当本部は本規約を改定した場合、その都度改定後の本規約を当本部ホームページ内に掲示することで利用者にと告知したものとし、改定後の本規約は、この掲示の時点で効力を生じるものとします。

## 11 その他

- (1) 「練習通報」機能を活用することで、実際に通報が必要になった際に備えて操作に慣れておくことをおすすめします。「練習通報」では、実際の通報と同様の操作での通報体験ができます。

なお、消防本部に接続されることはありませんので、ご心配なくご活用ください。

- (2) 利用するスマートフォン、タブレット及びフィーチャーフォンは、端末ロック等、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。
- (3) 明らかにいたずらや虚偽の通報と解される場合は、以後の通報の受信を拒否する場合があります。
- (4) 登録されたメールアドレスが利用可能かどうかを確認するため、定期的にメールを送信させていただくことがあります。長期間にわたり応答がない場合には利用の停止または登録の削除が行われることがあります。

## 12 問い合わせ先

甲府地区広域行政事務組合消防本部 指令課

電 話 番 号 : 0 5 5 - 2 2 2 - 1 1 9 0

F A X : 0 5 5 - 2 3 5 - 2 1 1 9

メールアドレス : shirei4@kfd.or.jp